身近なみどり市町村支援事業補助金交付要綱

第一章　総則

（趣旨）

第１条　県は、森林や身近なみどりの創出と再生を県民運動として展開し、過去に失われた自然環境を取り戻すため、彩の国みどりの基金（以下「みどりの基金」という。）の活用により事業を実施する市町村等に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

（補助対象事業）

第２条　補助金の交付の対象となる事業は、埼玉県内で行われるみどりの創出と再生に係るもので、市町村（さいたま市を除く。）及び市町村の組合が実施する事業とし、別表に定めるものとする。

（補助対象経費）

第３条　前条の事業における補助対象経費については、次のとおりとする。

一　みどりを創出・再生するために行う工事に要する経費

二　みどりの基金を活用した事業である旨がわかる案内板設置に要する経費

（補助率及び補助限度額）

第４条　補助金の補助率は、みどりの創出に係るものについては補助対象事業費の２分の１とし、みどりの再生に係るものについては補助対象事業費の５分の１とする。また、補助限度額は、いずれも 10,000 千円とする。

２　前項において算出した額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助対象外事業及び経費）

第５条　次の各号に掲げる経費については、補助金の交付の対象としない。

一　次のいずれかに該当する緑化に要する経費

イ　ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和 54 年埼玉県条例第 10 号）第 26 条及び第 26 条の２に該当する区域にあって、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例施行規則（昭和 54 年埼玉県規則第 72 号）第 25 条に定める緑化基準の範囲内で行う緑化に要する経費

ロ　都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 34 条第１項の規定により定められた緑化地域及び同法第 39 条第２項の地区計画等緑化率条例により緑化率の最低限度が定められた区域にあって、定められた緑化率の範囲内で行う緑化に要する経費

ハ　ロに定めるもののほか、市町村が定める緑化に関する条例に定める緑化基準の範囲内で行う緑化に要する経費

二　国庫補助金、他の県費補助金等、この補助金以外の公的補助金の交付を受ける事業の経費

三　家具類、電化製品等の備品を調達する経費
四　事業地の造成に要する経費が、緑化事業の補助対象事業費の 20%を超える場合、その超える部分の経費
五　事業に係る土地購入費、設計費、設計監理料及び申請料等の経費
六　その他事業の直接的費用と認めがたい経費

第二章　補助金の交付の申請及び決定

（交付手続）

第６条　補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 40 年埼玉県規則第 15 号）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

（補助金の交付の申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第１号）及び事業計画書（様式第２号）を毎年度定める期日までに知事に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
一　事業実施箇所の位置図
二　事業に係る予算資料
三　事業に係る設計書等
四　その他知事が必要と認めるもの

（交付決定の通知）

第８条　知事は、補助金の交付を決定したときは、次に掲げる事項を記載した交付決定通知書（様式第３号）を速やかに申請者に通知するものとする。
一　補助金の交付決定の内容
二　補助金の交付の条件

２　知事は、補助金を交付しないことを決定したときは、不交付決定通知書（様式第４号）を速やかに申請者に通知するものとする。

（補助事業の内容の変更等）

第９条　補助事業者は、次の各号に定める申請内容に変更が生じる場合は、あらかじめ変更（中止・廃止）承認等申請書（様式第５号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付決定額の増額は認めない。
一　事業に要する経費又は事業の内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）
二　事業の中止又は廃止

２　前項第１号の事業に要する経費に係る軽微な変更は、補助対象経費の 20%以内の減とする。

３　第１項第１号に係る申請書には、事業変更計画書（様式第６号）を添付しなければならない。

（変更等の承認）
第 10 条　知事は、前条の変更等の申請があったときは、その内容を審査し、当該変更等の承認の可否を決定し、変更（中止・廃止）承認等通知書（様式第７号）により補助事業者に通知するものとする。
２　知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

第三章　補助事業の遂行等
（状況報告）
第 11 条　補助事業者は、知事の要求があった場合は、補助事業の遂行の状況に関し、知事に報告しなければならない。

（指示書の通知）
第 12 条　知事は、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従って遂行されていないと認めるときは、指示書（様式第８号）により、補助事業者に改善を指示することができる。
２　補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに改善し、その結果を知事に提出しなければならない。

（実績報告）
第 13 条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、知事が定めるところにより、補助事業の成果を記載した実績報告書（様式第９号）を知事に提出しなければならない。
２　実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
一　補助事業に要する費用が記載された契約書及び内訳書の写し
二　補助事業に要した費用に係る支出についての証拠書類の写し
三　緑化工事に係る完成図（設計値と実測値の比較ができる図面）
四　補助事業の実施状況を示す写真（着工前、施工中、施工後の写真）
五　検査調書又は完了検査の結果報告書の写し
六　その他知事が必要と認めるもの
３　前項による報告書の提出期限は、補助事業に要した費用に係る支出が完了した日から 30 日以内、又は３月末日のいずれか早い期日とする。

（補助の額の確定）
第 14 条　知事は、前条の規定による報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものかどうかを調査し、適正だと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付額確定通知書（様式第 10 号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）
第 15 条　前条の確定通知書を受けた補助事業者が補助金を請求しようとするときは、交付請求書（様式第 11 号）により知事に補助金の請求をするものとする。
２　知事は、前項に規定する請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

第四章　補助金の返還等
（決定の取消し等）
第 16 条　知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合は、取消通知書（様式第 12 号）を補助事業者に通知しなければならない。

（補助金等の返還）
第 17 条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金返還命令書（様式第 13 号）により、その返還を命ずるものとする。
２　補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、補助金返還命令書に規定された期限内に補助金の返還を行わなければならない。

第五章　雑則
（財産の処分の制限）
第 18 条　補助事業者は、補助事業により取得した財産を、知事の承認を受けずに処分してはならない。ただし、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から５年間を経過した場合はこの限りでない。
２　補助事業者は、前項による承認を受ける場合には、財産を処分する前に、知事に財産処分承認申請書（様式第 14 号）を提出しなければならない。
３　知事は、前項の規定による処分承認申請書の提出を受けた場合においては、処分内容及び処分理由を審査し、承認の可否を決定し、財産処分承認等通知書（様式第 15 号）により補助事業者に通知するものとする。

（維持管理）
第 19 条　補助事業者は、当該補助事業完了の日に属する年度の翌年度から最低５年間は当初の機能を維持存続しなければならない。ただし、天災地変等によりやむを得ないと知事が認める場合については、この限りでない。
２　補助事業者は、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から５年間、毎年度定める期日までに維持管理状況報告書（様式第 16 号）を知事に提出しなければならない。
３　補助事業者は、前項に定めるほか、知事の請求があった場合は、知事が別に定める日までに維持管理状況報告書（様式第 16 号）を知事に提出しなければならない。

（書類の整備等）
第20条　補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しなければならない。
２　前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から５年間保管しなければならない。

（情報公開等）
第21条　補助事業者は、補助事業により実施した成果をホームページ又は広報物等によって、広く県民に公開するよう努めなければならない。
２　補助事業者は、知事が実施するみどりの創出・再生に関する広報活動に必要な資料又は情報の提供に、協力をしなければならない。
３　補助事業者は、当該事業が「彩の国みどりの基金」を活用した事業である旨がわかる案内板の設置を行うこととする。ただし、当該案内板がすでに設置されている区域において、過年度から継続して行う事業の場合はこの限りでない。なお、案内板はＢ４サイズ（257㎜× 364㎜）以上とする。

（暴力団排除に関する誓約）
第22条　補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（その他）
第23条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附　則
この要綱は、平成22年５月13日から施行する。
附　則
この要綱は、平成23年４月22日から施行する。
附　則
この要綱は、平成24年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成27年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成28年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成29年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

別表

補助対象事業	定義	要件	配慮事項
みどりの創出に関する事業	みどりの創出とは、自然環境がほとんど失われた地域において、緑の空間を創り出すことで、その地域の自然生態系を取り戻す行為	屋上緑化、壁面緑化、樹木の植栽、芝・その他の地被植物による緑化等で、みどりの創出に効果が大きいと認められる事業であること。芝・その他の地被植物による緑化をする場合は、原則５００㎡以上行うものとする。	できる限り生物多様性に配慮した植物選定を行うこと
みどりの再生に関する事業	みどりの再生とは、自然環境が失われた地域において、損なわれた自然環境を取り戻す行為	萌芽更新や樹木の植え替え等で、計画的に実施することによりみどりの再生に効果が大きいと認められる事業であること。	

様式第１号（第７条関係）

番　　号
年　月　日

（宛先）
埼 玉 県 知 事

申 請 者 名

身近なみどり市町村支援事業補助金交付申請書

下記のとおり、身近なみどり市町村支援事業補助金交付を受けたいので、身近なみどり市町村支援事業補助金要綱第７条第１項の規定により申請します。

記

１　補助金交付申請額　　金　　円

２　事 業 計 画 書　　様式第２号のとおり

３　添　付　書　類
（１）事業実施箇所の位置図
（２）事業に係る予算資料
（３）事業に係る設計書等
（４）その他知事が必要と認めるもの

様式第２号（第７条関係）

事　業　計　画　書

申請者名	
申請者の所在地	〒
補助事業を実施する施設の名称	
補助事業を実施する施設の所在地	〒
補助事業の目的及び内容	
補助事業の実施予定期間 ※工事着手から、 事業費支払い完了までの期間	（着工）：　　年　　月　　日 （完了）：　　年　　月　　日
事業費総額	金　　円
補助金交付申請額	金　　円
その他参考事項 （生物多様性に配慮した事項等）	
事業実施担当者所属・職・氏名	（所属） （　職　） （氏名）
事業担当者連絡先	（電話番号） （FAX 番 号） （電子メール）

様式第３号（第８条関係）

番　　号

年　月　日

申　請　者　　様

埼 玉 県 知 事　　印

身近なみどり市町村支援事業補助金交付決定通知書

年　月　日付け　第　　号で申請のあった身近なみどり市町村支援事業補助金については、身近なみどり市町村支援事業補助金交付要綱第８条第１項の規定により、下記のとおり交付します。

記

１　交付決定額　　金　　円

２　補助対象事業の内容

年　　月　　日付け　第　　号で申請のあった身近なみどり市町村支援事業補助金交付申請書のとおり

３　補助金等の交付の条件

(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合は、知事の承認を受けなければならない。

(2) 補助事業を中止、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 知事の承認なく補助事業により取得した財産を処分してはならない。

(5) 補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から５年間、毎年度定める期日までに維持管理状況報告書を知事に提出するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(6) 補助対象事業の実施に当たって、「補助金等の交付手続等に関する規則」及び「身近なみどり市町村支援事業補助金交付要綱」を遵守しなければならない。

様式第４号（第８条関係）

番　　号
年　月　日

申　請　者　　様

埼 玉 県 知 事　　印

身近なみどり市町村支援事業補助金不交付決定通知書

年　　月　　日付け　第　　号で申請のあった身近なみどり市町村支援事業補助金については、下記の理由により補助しないことを決定しましたので、身近なみどり市町村支援事業補助金交付要綱第８条第２項の規定により、下記のとおり通知します。

記

１　理　由

様式第５号（第９条関係）

番　　号
年　月　日

（宛先）
埼 玉 県 知 事

補助事業者・代表者名

身近なみどり市町村支援事業変更（中止・廃止）承認等申請書

年　　月　　日付け　第　　号で補助金の交付決定を受けた事業について、下記のとおり変更(中止・廃止）したいので、身近なみどり市町村支援事業補助金要綱第９条第１項の規定により申請します。

記

１　変更（中止・廃止）の内容

２　変更（中止・廃止）の理由

３　添　付　書　類

様式第６号（第９条関係）

事　業　変　更　計　画　書

補助事業者及び代表者名	
補助事業者及び代表者の所在地	〒
補助事業を実施する施設名	
補助事業を実施する施設所在地	〒
補助事業の目的及び内容	
補助事業の実施予定期間 ※工事着手から 　事業費支払いの完了までの期間	（着工）：　　年　　月　　日 （完了）：　　年　　月　　日
事業費総額	金　　円
補助金交付申請額	金　　円
その他参考事項 （生物多様性に配慮した事項等）	
事業実施担当者所属・職・氏名	（所属） （ 職 ） （氏名）
事業担当者連絡先	（電話番号） （FAX 番 号） （電子メール）

※変更箇所を赤字または下線にして下さい。

様式第７号（第10条関係）

番　　号
年　月　日

補助事業者・代表者　様

埼 玉 県 知 事　　印

身近なみどり市町村支援事業変更（中止・廃止）承認等通知書

年　　月　　日付け　第　　号で申請のあった身近なみどり市町村支援事業変更（中止・廃止）については、下記のとおり承認しました（しません）ので、身近なみどり市町村支援事業補助金交付要綱第10条第１項の規定により通知します。

記

１　承認・不承認の別　　承認します　　・　　承認しません

２　変更交付決定額

３　交付決定変更の内容

４　変 更 承 認 の 条 件

様式第８号（第 12 条関係）

番　　号
年　月　日

補助事業者・代表者　様

埼 玉 県 知 事　　印

身近なみどり市町村支援事業の遂行に係る指示書

年　　月　　日付け　第　　号にて補助金の交付決定を受けた事業の遂行について、身近なみどり市町村支援事業補助金交付要綱第 12 条第１項の規定により、下記のとおり改善を指示します。

記

１　施 設 の 名 称

２　改善を要する事項

３　改　善　期　日　　年　　月　　日

様式第９号（第 13 条関係）

番　　号
年　月　日

（宛先）
埼 玉 県 知 事

補助事業者・代表者名

身近なみどり市町村支援事業実績報告書

年　　月　　日付け　第　　号で補助金の交付決定を受けた事業が完了したので、身近なみどり市町村支援事業補助金交付要綱第 13 条第１項の規定により報告します。

記

１　施設の名称

２　補助事業に要した費用

支出実績額	金	円
補助金充当予定額	金	円
交付決定額	金	円
差　　額	金	円

３　補助対象事業着手及び完了日

着　手年月日	年	月	日
工事完了年月日	年	月	日

４　添付書類

（１）　補助事業に要する費用が記載された契約書及び内訳書の写し
（２）　補助事業に要した費用に係る支出についての証拠書類の写し
（３）　緑化工事に係る完成図（設計値と実測値の比較ができる図面）
（４）　補助事業の実施状況を示す写真（着工前、施工中、施工後の写真）
（５）　検査調書又は完了検査の結果報告書の写し
（６）　その他知事が必要と認めるもの

様式第10号（第14条関係）

番　　号
年　月　日

補助事業者・代表者　様

埼 玉 県 知 事　　印

身近なみどり市町村支援事業補助金交付額確定通知書

年　　月　　日付け　第　　号にて報告のあった身近なみどり市町村支援事業実績報告書は適正と認められるため、身近なみどり市町村支援事業補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり通知します。

記

補助金交付確定額　　金　　円

様式第11号（第15条関係）

番　　号
年　月　日

（宛先）
埼玉県知事

補助事業者・代表者名

身近なみどり市町村支援事業補助金交付請求書

年　　月　　日付け　　第　　号で身近なみどり市町村支援事業の補助金交付額確定通知書を受けましたので、身近なみどり市町村支援事業補助金交付要綱第15条第1項の規定により下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

補助金交付請求額　　金　　円

金融機関名	銀　　行　　本店 信用金庫　　支店
口 座 番 号	（普通・当座）
名義(ｶﾀｶﾅ)	

※　補助事業者名義の口座に限る

様式第12号（第16条関係）

番　　号
年　月　日

補助事業者・代表者　様

埼 玉 県 知 事　　印

身近なみどり市町村支援事業補助金交付決定取消通知書

年　　月　　日付け　　第　　号で補助金交付の決定をした身近なみどり市町村支援事業補助金について、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第16条第1項の規定により取り消すことを決定したので、身近なみどり市町村支援事業補助金交付要綱第16条の規定により通知します。

記

１　施設の名称

２　取 消 理 由

様式第13号（第17条関係）

番　　号
年　月　日

補助事業者・代表者　様

埼 玉 県 知 事　　印

身近なみどり市町村支援事業補助金返還命令書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定した身近なみどり市町村支援事業補助金について、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第16条第1項の規定により下記のとおり返還を命ずることとしたので、身近なみどり市町村支援事業補助金交付要綱第17条第1項の規定により通知します。

記

1　返 還 額　　金　　円

2　返還期限　　年　　月　　日

様式第14号（第18条関係）

番　　号
年　月　日

（宛先）
埼 玉 県 知 事

補助事業者・代表者名

身近なみどり市町村支援事業補助金に係る財産処分承認申請書

身近なみどり市町村支援事業補助金により取得した下記財産を処分したいので、身近なみどり市町村支援事業補助金交付要綱第18条第２項の規定により申請します。

記

１　交付決定日及び文書番号

２　施　設　の　名　称

３　処分しようとする財産

４　処　分　の　内　容

５　処　分　の　理　由

６　処分予定年月日　　年　　月　　日

様式第15号（第18条関係）

番　　号
年　月　日

補助事業者・代表者　様

埼 玉 県 知 事　　印

身近なみどり市町村支援事業補助金に係る財産処分承認等通知書

年　　月　　日付け　第　　号にて申請のあった身近なみどり市町村支援事業補助金に係る財産処分については、承認しました（しません）ので、身近なみどり市町村支援事業補助金交付要綱第18条第３項の規定により通知します。

記

１　承認・不承認の別　　承認します　　・　　承認しません

様式第16号（第19条関係）

番　　号
年　月　日

（宛先）
埼 玉 県 知 事

補助事業者・代表者名

身近なみどり市町村支援事業維持管理状況報告書

年　　月　　日付け　第　　号で補助金の交付決定を受けた事業の維持管理状況を、身近なみどり市町村支援事業補助金交付要綱第19条第　項の規定により下記のとおり報告します。

記

補助施設	
補助内容	
補助年度	
事業担当者 所属・職・名	（所　属） （　職　） （氏　名）
事業担当者 連絡先	（電話番号） （ＦＡＸ番号） （電子メール）
維持管理状況	

※維持管理状況写真を添付すること

別紙 暴力団排除に関する誓約事項（第 22 条関係）

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39　号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
（５）補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（１）から（４）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
（６）補助事業を実施するに当たり、法人等が、（１）から（４）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（５）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。